

2014年3月20日 全11頁

# バーゼルⅢへの対応状況(2013年6月末時点)

モニタリング結果の公表 (第5回):内部留保の積立でクリア可能か

金融調査部 研究員 鈴木利光

#### [要約]

- 2014 年 3 月 6 日、バーゼル銀行監督委員会(BCBS) は、「バーゼルⅢモニタリングレポート」(2013 年 6 月末時点)を公表している。
- 今回のモニタリングの対象となった銀行(金融機関)は、全部で227である。
- 普通株式等 Tier1 (CET1) 比率に関しては、グループ1の 98%が最低所要水準 (4.5%) を、95%が最低所要水準と資本保全バッファーの合計 (7.0%) をクリアしている。同じくグループ2では、95%が最低所要水準 (4.5%) を、88%が最低所要水準と資本保全バッファーの合計 (7.0%) をクリアしている。
- グループ1及びグループ2の銀行(金融機関)におけるリスク・アセット(自己資本比率計算における分母)は、バーゼルⅢを適用することにより、それぞれ(バーゼルⅡベースと比して)9.1%、7.1%の増加が見られている。グループ1における最大の変動要因はトレーディング勘定の見直し(バーゼル2.5)であり、リスク・アセットを3.6%増加させるという結果が出ている。
- レバレッジ比率に目を移すと、2013 年 6 月の時点で、それまで増加し続けてきたエクスポージャー額(レバレッジ比率の分母)が減少しており、いわゆるデレバレッジの兆しが見られる。
- BCBS によると、最低所要水準と資本保全バッファーの合計 (8.5%) に G-SIBs サーチャージを上乗せした Tier1 比率をクリアするための資本調達をしたとしても、モニタリング対象となった銀行(金融機関)の 13.6%が、レバレッジ比率 3%をクリアできないとされている。そのため、デレバレッジとまではいかなくとも、エクスポージャー額(レバレッジ比率の分母)の増加を抑制するというトレンドが次回のモニタリング (2013年末時点)まで継続する可能性も考えられる。
- なお、大手 102 の銀行(金融機関)においては、CET1 の最低所要水準と資本保全バッファーの合計(7.0%)に対する資本不足額が、前回から 50%も減少している。

#### [目次]

<u>1.                                    </u>	<u> はじめに</u> · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	2
<u>2.</u>	モニタリング対象 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
<u>3.</u>	<u>規制資本へのインパクト · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·</u>	3
<u>4.</u>	リスク・アセットの変動要因	7
<u>5.</u>	<u>レバレッジ比率</u> · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	8
<u>6.</u>	<u>流動性規制 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·</u>	10
7	 _ おわりに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	11

#### 1. はじめに

2014年3月6日、バーゼル銀行監督委員会 (BCBS) は、「バーゼル $\mathbf{III}$ モニタリングレポート」を公表している  $^{1}$ 。

このモニタリングは、12 月末及び6 月末(わが国の場合は9 月末及び3 月末)を基準日として、半年ごとに実施されることになっている。今回は、4 回目である「バーゼルⅢモニタリングレポート」(2013 年 9 月 25 日公表)<sup>2</sup>に続き、5 回目のモニタリングの結果(2013 年 6 月末時点)の公表となる。

本稿では、今回のモニタリングの結果を簡潔に紹介する。

なお、これまでのモニタリングと同様に、今回のモニタリングでも、バーゼルⅢに係る段階 適用の経過措置、グランドファザリングは考慮されていない点に留意されたい。また、グローバルなシステム上重要な銀行(G-SIBs)に対する資本サーチャージ³が考慮されている点も、これまでのモニタリングと同様である。

もっとも、今回のモニタリングでは、これまでのモニタリングとは異なり、中央清算機関 (CCP) 向けエクスポージャーに対する資本賦課 4の適用がもたらす影響についての情報提供が初めて求められている。

#### 2. モニタリング対象

今回のモニタリングの対象となった銀行(金融機関)は、全部で227である。

<sup>◆「</sup>CCP 向けエクスポージャーの資本賦課」(鈴木利光)[2012 年 12 月 19 日] (http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20121219\_006609.html)



<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> BCBS ウェブサイト参照(<u>http://www.bis.org/press/p140306.htm</u>)

<sup>24</sup>回目のモニタリングの結果の概要については、以下の大和総研レポートを参照されたい。

<sup>◆「</sup>バーゼルⅢへの対応状況(2012 年末時点)」(鈴木利光)[2013 年 10 月 7 日] (http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20131007\_007766.html)

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> G-SIBs に対する資本サーチャージの概要については、以下の大和総研レポートを参照されたい。

<sup>◆「</sup>システム上重要な銀行に対する上乗せ資本規制の概要」(金本悠希)[2011年11月9日]

<sup>4</sup> CCP 向けエクスポージャーに対する資本賦課の概要については、以下の大和総研レポートを参照されたい。

その内訳は、グループ 1 (Tier1 資本 30 億ユーロ超の国際的に活動する銀行(金融機関)) が 102、グループ 2 (その他すべての銀行(金融機関)) が 125 である。

227の銀行(金融機関)を法域で分類した場合、図表1のようになる。

## 図表1 モニタリング対象 (規模及び法域別)

法域	グループ1	グループ 2
アルゼンチン	0	3
オーストラリア	4	1
ベルギー	1	2
ブラジル	2	0
カナダ	6	2
中国	6	0
フランス	5	5
ドイツ	8	38
香港	0	7
インド	5	5
インドネシア	0	2
イタリア	2	11
日本	14	4
韓国	5	3
ルクセンブルク	0	1
メキシコ	0	7
オランダ	3	16
ロシア	0	1
サウジアラビア	3	0
シンガポール	3	0
南アフリカ	3	3 4
スペイン	2	
スウェーデン	4	0
スイス	2	5
トルコ	6	0
英国	5	5
米国	13	0
計	102	125

(出所) 「バーゼル皿モニタリングレポート」Table A.1より大和総研金融調査部制度調査課作成

# 3. 規制資本へのインパクト

#### (1) 資本水準

バーゼルⅢでは、普通株式等 Tier1 (CET1) 比率、Tier1 比率、総自己資本比率の水準が図表 2 のように定められている。



#### 図表2 バーゼルⅢが定める資本水準

	最低所要水準	最低所要水準 +資本保全バッファー
CET1比率	4. 5%	7. 0%
Tier1比率	6. 0%	8. 5%
総自己資本比率	8. 0%	10. 5%

(出所) 「バーゼルⅢモニタリングレポート」Table 1より大和総研金融調査部制度調査課作成

グループ1及びグループ2の銀行(金融機関)におけるCET1比率、Tier1比率、総自己資本 比率の平均水準は、図表3のとおりである。

#### 図表 3 資本水準(平均)

	グループ1						グループ2			
		全体			G-SIBs			9 N- 32		
	CET1比率	Tier1比率	総自己資本比率	CET1比率	Tier1比率	総自己資本比率	CET1比率	Tier1比率	総自己資本比率	
2011年6月	7.1%	7. 4%	8. 6%	6. 4%	6. 7%	8. 0%	8.8%	9.1%	11. 1%	
2011年12月	7. 7%	8. 0%	9. 2%	7. 0%	7. 3%	8. 6%	8. 7%	9. 1%	11.0%	
2012年6月	8.6%	8. 8%	9. 9%	7. 9%	8.3%	9. 5%	9.0%	9. 5%	11. 3%	
2012年12月	9. 2%	9. 5%	10.6%	8. 6%	8.9%	10. 2%	8.8%	9. 2%	11. 1%	
2013年6月	9.5%	9. 7%	11. 1%	9. 1%	9.4%	10. 9%	9.5%	9. 9%	11. 7%	

(注) 図表 3 では、原則として、Table A.5 の数値を採用している。もっとも、グループ 1 の 2013 年 6 月の Tier1 比率、グループ 2 の 2013 年 6 月の CET1 比率・Tier1 比率・総自己資本比率の数値は、Table 1 と Table A.5 との間に相違がある。これは、Table 1 はすべてのモニタリング対象の銀行(金融機関)の資本水準の平均であるのに対し、Table A.5 は 2011 年 6 月から 2013 年 6 月までの間継続的にモニタリングに情報を提供してきた銀行(金融機関)(グループ 1 が 97、そのうち G-SIBs が 29、グループ 2 が 102)の資本水準の平均であることに起因する。そこで、2013 年 6 月の資本水準(平均)に限り、Table 1 の数値を採用している。

(出所)「バーゼルⅢモニタリングレポート」Table 1及びTable A.5より大和総研金融調査部制度調査課作成

CET1 比率に関しては、グループ 1 の 98%が最低所要水準 (4.5%) を、95%が最低所要水準 と資本保全バッファーの合計 (7.0%) をクリアしている。

同じくグループ 2 では、95%が最低所要水準(4.5%)を、88%が最低所要水準と資本保全バッファーの合計(7.0%)をクリアしている。

#### (2) 規制資本の内訳

グループ 1 及びグループ 2 の銀行 (金融機関) における、バーゼル $\mathbf{III}$ ベースの規制資本 (CET1、 その他 Tier1、Tier2) の内訳は、図表 4 のとおりである。



## 図表 4 規制資本の内訳

		グループ1						グループ2		
		全体			G-SIBs		クルーフ2			
	CET1	その他Tier1	Tier2	CET1	CET1 その他Tier1 Tier2		CET1	その他Tier1	Tier2	
2011年6月	82. 6%	3. 1%	14. 2%	79. 5%	4. 5%	16.0%	79. 1%	2. 7%	18. 2%	
2011年12月	83. 7%	2. 8%	13. 5%	81.0%	3. 8%	15. 1%	79. 5%	3. 1%	17. 4%	
2012年6月	86. 1%	2. 4%	11. 5%	83. 9%	3. 2%	12. 9%	79. 9%	4. 2%	15. 9%	
2012年12月	86. 7%	2. 1%	11. 2%	84. 7%	2. 7%	12. 7%	79. 4%	3. 3%	17. 3%	
2013年6月	85. 9%	2. 1%	12.0%	84. 0%	2. 6%	13. 4%	80. 7%	3. 5%	15. 8%	

(出所) 「バーゼルⅢモニタリングレポート」Table A.11 より大和総研金融調査部制度調査課作成

また、バーゼルⅢベースの規制資本のうち、CET1 の基礎項目(プラス項目)の内訳は、図表 5 のとおりである。

## 図表 5 CET1 の基礎項目の内訳

0FT1の甘琳西口		グループ1		グループ2		
CET1の基礎項目	2012年6月	2012年12月	2013年6月	2012年6月	2012年12月	2013年6月
払込資本	46. 7%	45. 7%	44. 1%	42. 2%	42. 9%	44. 1%
内部留保	50. 3%	50. 4%	52. 6%	51.0%	49. 4%	47. 4%
その他の包括利益累計額	2. 2%	3. 0%	2. 3%	5. 2%	5. 1%	6. 3%
CET1に係る調整後少数株主持分	0.8%	0. 9%	0. 9%	1. 7%	2. 5%	2. 2%
計	100%	100%	100%	100%	100%	100%

(出所)「バーゼルⅢモニタリングレポート」本文等より大和総研金融調査部制度調査課作成

#### (3) 資本不足額

グループ 1 及びグループ 2 の銀行(金融機関)における、バーゼル $\mathbf{III}$ の資本水準に対する資本不足額の合計は、図表 6 のとおりである。

## 図表 6 資本不足額

(単位) 10 億ユーロ

						グル	ープ1					
			全	体			G-SIBs					
				資本保全バ	最低所要水準 本保全バッファー SIBsサーチャージ		最低所要水準			最低所要水準 +資本保全バッファー +G-SIBsサーチャージ		
	CET1比率	Tier1比率	総自己資本比率	CET1比率	Tier1比率	総自己資本比率	CET1比率	Tier1比率	総自己資本比率	CET1比率	Tier1比率	総自己資本比率
2011年6月	38.8	66. 6	119. 3	485. 6	221.4	223. 2	31.7	52. 9	93. 1	431.8	166. 4	159. 9
2011年12月	11. 9	32. 5	107. 7	384. 1	226. 3	232. 0	7. 6	22. 6	86. 3	346. 1	175. 5	163. 0
2012年6月	3. 7	16. 2	61. 8	197. 9	197. 0	224. 0	0.1	11.2	50. 4	176. 8	163.3	156. 9
2012年12月	2. 2	10. 2	45. 7	115.0	154. 8	171. 3	0.0	5. 9	36. 5	102. 3	132. 1	116. 1
2013年6月	3. 3	6. 9	18. 6	57. 5	104. 5	143.8	0.0	1.8	13. 0	44. 3	88. 6	98. 4
			グル・	ープ2								
		最低所要	水準	+	最低所要 ・資本保全バ							
	CET1比率	Tier1比率	総自己資本比率	CET1比率	Tier1比率	総自己資本比率						
2011年6月	8. 6	7. 3	5. 5	32. 4	16. 6	11.6						
2011年12月	7. 6	2. 1	4. 1	21. 7	11. 9	8. 6						
2012年6月	4. 8	1.6	5. 0	16. 0	16. 0 7. 3 12. 0							
2012年12月	11. 4	2. 3	8. 7	25. 6	5. 6 11. 5 14. 6							
2013年6月	12. 4	3. 0	8. 4	27. 7	7. 5	12. 3						

(出所) 「バーゼル皿モニタリングレポート」Table 1、Table A.6、Table A.7より大和総研金融調査部制度調査課作成



モニタリングの結果によると、暫定 G-SIBs29<sup>5</sup>行のうち 21 行はすでに、最低所要水準と資本保全バッファーの合計 (7.0%) に G-SIBs サーチャージを上乗せした CET1 比率をクリアしている。

また、6 行の暫定 G-SIBs は、最低所要水準と資本保全バッファーを合計した CET1 比率(7.0%)をクリアしているが、G-SIBs サーチャージの上乗せをクリアできていない。

したがって、残りの2行の暫定 G-SIBs は、最低所要水準と資本保全バッファーを合計した CET1 比率 (7.0%) をクリアできていないということになる。

#### (4) CET1 に係る調整項目

グループ1及びグループ2の銀行(金融機関)における、バーゼルⅢベースのCET1は、調整項目(マイナス項目)の控除により、それぞれ(控除前と比して)23.9%、22.8%の縮小がなされている。

CET1の調整項目の内訳は、図表7のとおりである。

#### 図表7 CET1の調整項目の内訳

		グループ1			グループ2	
(サンプル数)	(100)	(100)	(101)	(105)	(116)	(119)
CET1の調整項目	2012年6月	2012年12月	2013年6月	2012年6月	2012年12月	2013年6月
のれん	-13. 5%	-12. 4%	-12.0%	-7. 0%	-6.8%	-5.9%
無形固定資産(のれん・MSR(※1)を除く)	-3. 3%	-3. 1%	-2. 9%	-2. 2%	-2.3%	-2.1%
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く)	-2.5%	-2. 6%	-2. 6%	-0.6%	-1.9%	-2.3%
他の金融機関等(※2)の普通株式(※3)	-1. 7%	-2. 3%	-2. 3%	-4. 7%	-5.3%	-5.4%
一時差異に基づく繰延税金資産	-1.1%	-1. 2%	-1.0%	-1.3%	-3.0%	-2. 7%
特定項目(※4)に係る15%基準超過額	-1.3%	-1. 1%	-0. 9%	-1.3%	-1.6%	-1.5%
その他(※5)	-3.3%	-2. 8%	-2. 1%	-3.0%	-3.0%	-2.9%
計	-26. 8%	-25. 5%	-23. 9%	-20. 1%	-23.9%	-22. 8%

- (※1) モーゲージ・サービシング・ライツの略。「回収サービス権」(将来のキャッシュの流入の管理・回収業務に係る権利。「金融商品会計に関する実務指針」第36項参照)のうち、住宅ローンに係るものをいう。
- (※2) 「他の金融機関等」とは、概ね、連結対象外の銀行(金融機関)、証券会社および保険会社をいう。
- (※3) ここでいう「他の金融機関等の普通株式」とは、意図的に保有している他の金融機関等の普通株式(資本かさ上げ目的の持合)の全額、少数出資金融機関(議決権割合が 10%以下の他の金融機関等) および議決権割合が 10%を超える他の金融機関等の普通株式のうち銀行(金融機関)の CET1 の 10%を超える部分に相当する額をいう。
- (※4) 「特定項目」とは、概ね、議決権割合が 10%を超える他の金融機関等の普通株式、MSR、そして一時差異に基づく繰延税金資産の 3 項目をいう。
- (※5) 「その他」には、自己保有普通株式、事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額が適格引当金の合計額を超過する場合における当該超過額(内部格付手法採用行)、繰延ヘッジ損益、負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額、前払年金費用(退職給付に係る資産)、証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額、モーゲージ・サービシング・ライツ、その他 Tier1 資本不足額が含まれる。
- (出所)「バーゼル皿モニタリングレポート」Table A.12 等より大和総研金融調査部制度調査課作成

<sup>(</sup>http://www.financialstabilityboard.org/publications/r\_131111.pdf)



<sup>&</sup>lt;sup>5</sup> (2012年末のデータに基づく) 暫定 G-SIBs29 行とそれらに対する資本サーチャージ (1.0%~2.5%) については、以下の金融安定理事会 (FSB) ウェブサイトを参照されたい。

## 4. リスク・アセットの変動要因

グループ 1 及びグループ 2 の銀行(金融機関)におけるリスク・アセット(自己資本比率計算における分母)は、バーゼルIIIを適用することにより、それぞれ(バーゼルIIIベースと比して)9.1%、7.1%の増加が見られている。

リスク・アセットの変動要因の内訳は、図表8のとおりである。

図表8 リスク・アセットの変動要因

			グループ1			グループ2	
	(サンプル数)	(100)	(100)	(101)	(105)	(116)	(119)
リスク・アー	セットの変動要因	2012年6月	2012年12月	2013年6月	2012年6月	2012年12月	2013年6月
	証券化エクスポージャー(※1)	+3. 5%	+2. 5%	+1. 2%	+2. 7%	+3. 4%	+3. 7%
資本の定義	特定項目のうち調整項目に算入 されない部分 (※2)	+2. 8%	+2. 9%	+3. 0%	+2. 0%	+1. 9%	+2. 1%
	その他	-1.6%	-1. 5%	-2. 5%	-0. 1%	-0.1%	-0. 5%
信用評価調整	整 (CVA)	+5. 5%	+4. 5%	+2. 6%	+2. 4%	+1.6%	+1. 2%
カウンター	パーティ・リスク (※3)	+1. 2%	+1. 5%	+1. 1%	+0.6%	+0. 3%	+0. 2%
トレーディ	トレーディング勘定(※4)		+4. 2%	+3.6%	+0. 7%	+0.3%	+0. 4%
	計	+16. 1%	+14. 1%	+9. 1%	+8. 4%	+7. 4%	+7. 1%

- (※1) 低格付け若しくは無格付けの証券化エクスポージャーは、バーゼル $\Pi$ では「50:50 控除」(Tier1 資本から 50%、Tier2 資本から 50% 控除)とされていたが、バーゼル $\Pi$ では 1250%のリスク・ウェイトが課されることになっている。なお、 BCBS による説明では言及されていないが、バーゼル 2.5 により、再証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの引き上げも行われている  $^6$ 。
- (※2) バーゼル皿では、特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、250%のリスク・ウェイトが課されることになっている。
- (※3) バーゼル $\mathbf{m}$ では、内部格付手法の採用行について、資産規模 1,000 億ドル以上の銀行・証券会社・保険会社等や、金融業を営む者のうちバーゼル規制のような健全性規制が課されていない者(規模は問わない)がカウンターパーティとなる場合、当該エクスポージャーの資産相関係数を 1.25 倍するという見直しがされている  $^{7}$ 。
- (※4) バーゼル 2.5 により、トレーディング勘定においては、デフォルト・リスクおよび格付遷移リスクの導入、ストレス VaR の加算、証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの引き上げ等の見直しがされている。
- (出所)「バーゼルⅢモニタリングレポート」Table A.13 等より大和総研金融調査部制度調査課作成

また、信用評価調整 (CVA) の導入により受ける影響について回答したグループ 1 (94 行) 及びグループ 2 (82 行) の銀行 (金融機関) におけるリスク・アセットは、それぞれ (バーゼル II ベースと比して) 2.6%、1.7%の増加が見られている  $^8$ 。

CVA 導入によるリスク・アセットの変動のモデル別の内訳は、図表9のとおりである。

<sup>◆「</sup>バーゼルⅢ告示④ リスク捕捉の強化」(金本悠希)[2012年5月24日] (http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/12052401financial.html)



<sup>&</sup>lt;sup>6</sup> バーゼル 2.5 の概要については、以下の大和総研レポートを参照されたい。

<sup>◆「</sup>バーゼル 2.5 -市場リスク対応のための資本が増加」(金本悠希) [2012 年 1 月 13 日]

<sup>◆「『</sup>バーゼル 2.5』による銀行の情報開示拡充の概要」(金本悠希)[2012 年 2 月 1 日]

<sup>「</sup>バーゼルⅢにおける資産相関係数の見直しの概要については、以下の大和総研レポートを参照されたい。

<sup>◆「</sup>バーゼルⅢ告示④ リスク捕捉の強化」(金本悠希)[2012年5月24日] (http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/12052401financial.html)

8 CVA の概要については、以下の大和総研レポートを参照されたい。

図主の	CVA 導入によるリスク	- 74 W	トの亦動の内部	(포르마면)
以 オセリ	UVA 温入によるリ人ソ	• <i>r</i> 17 ''	トリン※単ルノント	(七ナル加)

			グループ1			グループ2	
	(サンプル数)	(85)	(86)	(94)	(74)	(80)	(82)
		2012年6月	2012年12月	2013年6月	2012年6月	2012年12月	2013年6月
信用リスク・	・アセット (credit RWA)	+8.4%	+6.9%	+3. 2%	+3. 7%	+2. 4%	+1.9%
モデル内訳	標準的リスク測定方式	+4.9%	+4.4%	+1.8%	+3. 7%	+2. 4%	+1.9%
	先進的リスク測定方式	+3.5%	+2.5%	+1.4%	0.0%	0.0%	-0.0%
総リスク・フ	アセット(total RWA)(※)	+6.9%	+5.7%	+2.6%	+3. 2%	+2. 2%	+1. 7%
モデル内訳	標準的リスク測定方式	+4.0%	+3.6%	+1.5%	+3. 2%	+2. 2%	+1. 7%
	先進的リスク測定方式	+2.9%	+2.1%	+1.2%	0.0%	0.0%	-0.0%

(※) 総リスク・アセット=信用リスク・アセット+マーケット・リスク×12.5+オペレーショナル・リスク×12.5 (出所)「バーゼルⅢモニタリングレポート」Table A.16等より大和総研金融調査部制度調査課作成

## 5. レバレッジ比率

バーゼルⅢは、レバレッジ比率(資本/総資産)<sup>9</sup>を「3%以上」(Tier1 ベース)としている。

今回のモニタリングでは、BCBS が 2014 年 1 月 12 日に公表したレバレッジ比率の改訂版  $^{10}$ に よる変更が部分的に反映されている  $^{11}$ 。

グループ1及びグループ2の銀行(金融機関)におけるレバレッジ比率の平均は、図表10のとおりである。

# 図表 10 レバレッジ比率(平均)

	グル-	グループ1				
	全体	G-SIBs	グループ2			
2011年6月	3. 4%	3. 1%	4. 3%			
2011年12月	3. 5%	3. 2%	4. 2%			
2012年6月	3. 7%	3. 4%	4. 3%			
2012年12月	3. 7%	3. 4%	4. 2%			
2013年6月	4. 0%	3. 7%	4. 6%			

(注) 図表 10 では、原則として、Table A. 18 の数値を採用している。もっとも、グループ 2 の 2013 年 6 月の数値は、「バーゼルⅢモニタリングレポート」の本文と Table A. 18 との間に相違がある。これは、本文はすべてのモニタリング対象の銀行(金融機関)のレバレッジ比率の平均であるのに対し、Table A. 18 は 2011 年 6 月から 2013 年 6 月までの間継続的にモニタリングに情報を提供してきた銀行(金融機関) (グループ 1 が 97、そのうち G-SIBs が 29、グループ 2 が 102)のレバレッジ比率の平均であることに起因する。そこで、2013 年 6 月のレバレッジ比率(平均)に限り、本文の

<sup>11</sup> あくまでも改訂版の部分的な反映であり、とりわけ、一定の要件を満たすレポ取引等の証券金融取引(SFT)においてネッティングを許容する旨、クレジット・デリバティブについて最大損失額(maximum potential loss)を実質的な想定元本の上限とする旨、そして CCP 向けエクスポージャーについて適格 CCP のデフォルトに伴う損失の補填を顧客に対して保証していない場合はエクスポージャー額(分母)への算入を不要とする旨の改訂が反映されていない。なお、これらの改訂はすべてレバレッジ比率のエクスポージャー額(分母)を減額するものであることから、今回のモニタリングで公表されたレバレッジ比率の数値は、実際のそれと比較して分母が大きい保守的なものとなっている。



 $<sup>^9</sup>$  ここでいう「レバレッジ比率」と、一般的によく用いられている「レバレッジ」は、相互に逆の方法で算出される。たとえば、「レバレッジ比率 3% (=3/100) 以上」は、「レバレッジ 33 倍 (=100/3) 以下」と言い換えることが可能である。

<sup>10</sup> レバレッジ比率の改訂版の概要については、以下の大和総研レポートを参照されたい。

<sup>◆「</sup>バーゼル委、レバレッジ比率の要件緩和」(鈴木利光)[2014年2月26日] (http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20140226\_008262.html)

#### 数値を採用している。

(出所)「バーゼルⅢモニタリングレポート」本文及び Table A.18 より大和総研金融調査部制度調査課作成

モニタリングの結果によると、モニタリング対象となった銀行(金融機関)のうち 44 行がレバレッジ比率 3%をクリアできていない  $^{12}$ 。その内訳は、グループ 1 が 19 行、グループ 2 が 25 行である。

ここで、参考として、レバレッジ比率の分子(Tier1 資本)と分母(エクスポージャー額)、 そして自己資本比率の分母(リスク・アセット)の推移を示すと、図表11のとおりである。

#### 図表 11 Tier1 資本、リスク・アセット、エクスポージャー額の推移

2011年6月=100

		グループ1		グループ2			
	Tier1資本 (レバレッジ 比率の分子)	リスク・アセット (自己資本比率の 分母)	エクスポージャー額 (レバレッジ比率の 分母)	Tier1資本 (レバレッジ 比率の分子)	リスク・アセット (自己資本比率の 分母)		
2011年6月	100. 0	100. 0	100. 0	100. 0	100. 0	100.0	
2011年12月	105. 4	98. 7	102. 7	102. 9	103. 8	104. 6	
2012年6月	114. 3	97. 1	106. 1	108. 8	104. 9	107. 6	
2012年12月	120. 4	94. 9	110. 4	108. 2	108. 1	110. 5	
2013年6月	126. 2	96. 5	108. 2	113. 0	108.0	106. 5	

(出所)「バーゼルⅢモニタリングレポート」Table A. 19 より大和総研金融調査部制度調査課作成

図表 11 からわかるとおり、2013 年 6 月の時点で、それまで増加し続けてきたエクスポージャー額(レバレッジ比率の分母)が減少しており、いわゆるデレバレッジの兆しが見られる。

BCBS によると、最低所要水準と資本保全バッファーの合計 (8.5%) に G-SIBs サーチャージを上乗せした Tier1 比率をクリアするための資本調達をしたとしても、モニタリング対象となった銀行(金融機関)の 13.6%が、レバレッジ比率 3%をクリアできないとされている(図表12)。そのため、デレバレッジとまではいかなくとも、エクスポージャー額(レバレッジ比率の分母)の増加を抑制するというトレンドが次回のモニタリング(2013 年末時点)まで継続する可能性も考えられる。

図表 12 レバレッジ比率と Tier1 比率 (8.5%+G-SIBs サーチャージ) の関係

		Tier1比率 (8.5%+G-SIBsサー チャージ) をクリアしていない?		計	Tier1比率 (8.5%+G-SIBsサー チャージ) をクリアした後の計
レバレッジ比率3%を	Yes	11. 4%	8. 6%	20. 0%	13. 6%
クリアしていない?	No	11. 8%	68. 2%	80.0%	86. 4%
	計	23. 2%	76. 8%	100.0%	100.0%

<sup>&</sup>lt;sup>12</sup> 前回のモニタリングでは、レバレッジ比率 3%をクリアできていない銀行(金融機関)はモニタリング対象の うち 51 行であった。



(出所)「バーゼルⅢモニタリングレポート」Table 3 より大和総研金融調査部制度調査課作成

## 6. 流動性規制

#### (1) 流動性カバレッジ比率 (LCR)

バーゼルⅢは、流動性カバレッジ比率 (LCR) (適格流動資産/30日間のストレス期間に必要となる流動性)を「100%以上」としている (2015年から2019年にかけて段階的に実施)<sup>13</sup>。

グループ 1 及びグループ 2 の銀行(金融機関)における LCR の平均は、図表 13 のとおりである。

#### 図表 13 LCR (平均)

(サンプル数)	グループ1	(サンプル数)	グループ2
2012年12月(101)	119%	2012年12月(121)	126%
2013年6月(102)	114%	2013年6月(124)	132%

(出所) 「バーゼルⅢモニタリングレポート」本文より大和総研金融調査部制度調査課作成

モニタリングの結果によると、モニタリング対象となった銀行(金融機関)の 72%(約 163 行)がすでに「LCR100%以上」をクリアしている <sup>14</sup>。言い換えると、28%(約 63 行)がこれをクリアできていないということになる。

#### (2) 安定調達比率 (NSFR)

バーゼルⅢは、安定調達比率 (NSFR) (利用可能な安定調達額 (資本+預金・市場性調達の一部) / 所要安定調達額 (資産×流動性等に応じたヘアカット)) を「100%以上」としている (導入は 2018 年から)。

今回のモニタリング結果では、過去2回のケースと異なり、NSFRに関する対応状況は報告されていない。

というのは、BCBS は、2014 年 1 月 12 日に、NSFR の見直しに係る市中協議文書を公表しており  $^{15}$ 、2013 年 6 月末を基準日とする今回のモニタリングではこの市中協議文書に基づくデータを入手することができないためである(次回のモニタリングより結果報告を再開)。

<sup>◆「</sup>バーゼル委、安定調達比率のルール制定へ」(鈴木利光)[2014年2月27日] (http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20140227\_008266.html)



<sup>13</sup> LCRの概要については、以下の大和総研レポートを参照されたい。

<sup>◆「</sup>流動性カバレッジ比率(バーゼルⅢ)」(鈴木利光)[2013 年 3 月 18 日] (http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20130318\_006942.html)

<sup>&</sup>lt;sup>14</sup> 前回のモニタリングでは、「LCR100%以上」をクリアしている銀行(金融機関)はモニタリング対象の 68% (約 151 行)であった。

<sup>15</sup> NSFR の市中協議文書の概要については、以下の大和総研レポートを参照されたい。

## 7. おわりに

以上が、BCBS による「バーゼルⅢモニタリングレポート」の概要である。

グループ 1 の銀行(金融機関)においては、CET1 の最低所要水準と資本保全バッファーの合計 (7.0%) <sup>16</sup>に対する資本不足額が、前回から 50%も減少している(図表 6 参照) <sup>17</sup>。

前回のモニタリング結果に引き続き、今回のモニタリング結果からも、銀行(金融機関)は、主として現状のペースで内部留保を積み立てていくことにより、2019年の完全実施までに、CET1比率7.0%(最低所要水準と資本保全バッファーの合計)、ひいては総自己資本比率10.5%(最低所要水準と資本保全バッファーの合計)に対する資本不足額の大部分を補うことが可能となりそうなことが窺われる。

というのは、グループ 1 及びグループ 2 の銀行(金融機関)の双方において、CET1 が規制資本の 8 割超を占めているところ(図表 4 参照)、その CET1 の 5 割前後を内部留保が占めているためである(図表 5 参照)。

なお、前回のモニタリングからは改善しているとはいえ、レバレッジ比率と LCR の達成度は 依然として低いといえる (モニタリング対象となった銀行(金融機関)のうち、44 行がレバレッジ比率を、約63 行が LCR をクリアできていない)。ただし、レバレッジ比率については、2014年1月に公表された最終報告に基づく基準の緩和が完全には反映されておらず、本来よりも保守的な数値になっている点に留意されたい。

以上

<sup>&</sup>lt;sup>17</sup> もっとも、グループ 1 の銀行(金融機関)においては、CET1の最低所要水準(4.5%)に対する資本不足額が、前回から48%も増加している。これは、一行の銀行における資本不足額の増加に起因することとされている。また、グループ 2 においても、CET1の最低所要水準と資本保全バッファーの合計(7.0%)に対する資本不足額が、前回から8.2%増加している。これについても、少数の銀行における資本不足額の増加に起因することとされている。



<sup>&</sup>lt;sup>16</sup> 暫定 G-SIBs28 行においては、最低所要水準と資本保全バッファーの合計 (7.0%) に G-SIBs サーチャージを 上乗せした CET1 比率を指す。